

平成二十七年年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二	地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）	3
三	平成二十七年年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十二号）	4
四	平成二十五年年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第三十九号）	5
五	平成二十五年年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六号）	7

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（特別交付税の額の算定）

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定によつて算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね二分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

（交付時期）

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月にお

いて交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

○ 地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同項に次の一号を加える。

八 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この号において「平成二十六年旧法」という。）附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十六年旧法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千四百八十二億八千三百六十九万八千円

附則第十一条中「及び附則第四条第一項」を「から附則第四条第一項第八号に掲げる額を控除した額及び同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年度における交付等）

2 平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号口に規定する平成二十七年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十七年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十七年度当初通常収支分交付税額（平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

○ 平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十二号）

（交付額の特例）

第一条 平成二十七年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の平成二十六年度分の普通交付税の額に〇・二四七六〇三八五四二を乗じて得た額とする。ただし、平成二十七年分において交付すべき普通交付税の額が平成二十六年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は平成二十六年分においては普通交付税の交付を受けたが、平成二十七年分においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条 前条の場合において、平成二十七年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における平成二十六年分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十六年分の普通交付税の額の合算額をもつて、当該地方団体が新たに属することとなつた地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二 廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十六年分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の平成二十六年分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額とする。

三 境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の平成二十六年分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る平成二十六年分の普通交付税の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が平成二十六年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對して交付すべきであつた普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなつた地方団体の平成二十六年分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十六年分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十五年分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第三十九号）

(平成二十五年四月における交付の特例)

第一条 平成二十五年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額に〇・二四三三九七四八一九を乗じて得た額とする。ただし、平成二十五年度において交付すべき普通交付税の額が平成二十四年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は平成二十四年度においては普通交付税の交付を受けたが、平成二十五年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

(平成二十六年二月における交付の特例)

第二条 地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の額のうち同法、地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二号)附則第二項及び普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十六年二月において交付する。

(廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定)

第三条 第一条の場合において、平成二十五年四月一日以前一年内及び同年四月二日から第一条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十四年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一 廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額の合算額をもつて、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二 廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十四年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独

立の地方団体がそれぞれ平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按(あん)分した額とする。

三 境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が平成二十四年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の平成二十四年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十四年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六号）

平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

平成二十五年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令

第一条の見出しを「（平成二十五年四月における交付の特例）」に改める。

第二条中「前条」を「第一条」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年二月における交付の特例）

第二条 地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、各地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の地方交付税の額の

うち同法、地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項及び普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の規定により交付すべき普通交付税の額から、既に交付した普通交付税の額を控除した額を平成二十六年二月において交付する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。